

公共事業環境配慮書

農政部 農地整備課

事業名称			
事業名	県営かんがい排水事業		
整理番号	29-1		
事業の種類	かんがい排水施設の新設又は更新		
市町村名	茅野市		
箇所名	大河原堰地区		
事業年度	平成29年度～平成33年度		
事業概要			
目的	大河原堰は開削されたままの土型水路が多い状況で、漏水による用水不足や、側面の浸食による溢水、崩壊、埋没による閉塞が発生し、維持管理に多大な労力を要している。今回その未整備区間1,161mを整備し、用水の安定供給と溢水による家屋等への被害防止、維持管理労力の低減を図り、農業経営の安定化を図る。		
計画概要(延長・幅員・面積・工種など)	用水路工 L=1,161m		
関連する事業計画	特に無し		
その他特記事項	特に無し		
関係法令等の規制			
自然環境保全地域等の指定状況	<table border="1"> <tr> <td>国定公園</td> <td>特別地域 <small>自然保護法施行規則第12条第1項により申請の必要は不要(H28.10.17自然環境保護課回答)</small></td> </tr> </table>	国定公園	特別地域 <small>自然保護法施行規則第12条第1項により申請の必要は不要(H28.10.17自然環境保護課回答)</small>
国定公園	特別地域 <small>自然保護法施行規則第12条第1項により申請の必要は不要(H28.10.17自然環境保護課回答)</small>		
土地利用規制の状況	なし		
その他	なし		
社会的要素 留意すべき地域の概況			
交通の現況	事業区域の東側に県道八子ヶ峰線が位置する		
土地利用の現況	山地・丘陵である		
生活関連施設の現況	別荘が点在している		
その他	特になし		
自然的環境要素 環境配慮の方針			
大気環境	留意すべき地域の概況	生活関連施設がある	
	【大気汚染の防止】		
	<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型の車両や機械を採用する。 【騒音、振動の防止】 ・夜間・早朝の資材運搬及び機械の稼働を出来るだけ避ける。 ・低騒音・低振動型の建設機械を採用する。 		
水環境	留意すべき地域の概況	特になし	
	【水質汚濁の防止】		
<ul style="list-style-type: none"> ・沈砂池・沈澱池や濁水処理装置等を設置し、濁水や油脂類の排水を避ける。 			
地形・地質	留意すべき地域の概況	山地である グライ土である 泥炭土である	
	【環境の保全上重要な地形・地質の改変の回避】		
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を形成する重要な地形・地質の改変を出来るだけ避ける。 【改変面積の最小化】 ・地形の改変の少ない位置・ルート・工法を選定する。 ・工事施工ヤードの設置は必要最小限の面積とする。 ・工事により一時的に改変する自然環境の原形復旧に努める。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤマトイワナ(準絶滅危惧種)の生息・生育地周辺である 		
野生動植物	留意すべき地域の概況	ヤマトイワナ(準絶滅危惧種)の生息・生育地周辺である	
	【自然環境の保全上重要な地域の改変の回避】		
	<ul style="list-style-type: none"> ・自然性の高い地域や希少な動植物の生息・生育地等、自然環境の保全上重要な地域の改変を出来るだけ避ける。 【野生動植物の生息・生育空間の保全】 ・回避措置を基本とするがそれができない場合は、重要な植物を生育適地へ移植する又は生育地を創出し移植する。 【動物の繁殖期における影響の低減】 ・重要な動物等の繁殖期、産卵期の工事を出来るだけ避ける。 【地域独自の生物多様性の保全】 ・表土を植生用客土として活用し、在来種による植栽・緑化を行う。 ・在来種による植樹・緑化を行う際は自生個体群の遺伝的攪拌がおきないように配慮する。 		

	【動植物への負担の少ない形状・素材の使用】 ・自然石、自然素材又は多自然型製品等動植物への負担の少ない素材を使用する。	
景観	留意すべき地域の概況	森林景観を形成している
	【すぐれた景観の保全】 ・工事箇所の整理整頓・美化に努め、仮施設や資材置き場は目立ちにくい配置にする。	
	【良好な景観の育成】 ・周辺地域の環境との調和に配慮した施設の配置・規模・形態・意匠・色彩・素材等を検討する。	
文化財等	留意すべき地域の概況	世界かんがい施設遺産に登録されている
	【文化財等への配慮】 歴史的価値が損なわれない工事を実施する。	
廃棄物・建設残土	【建設廃棄物や建設残土の発生抑制】 ・建設副産物の発生を抑制する施設配置、線形、工法、資材などの採用に努める。 ・建設廃棄物や建設残土の適正処理を行う。	
	【建設廃棄物や建設残土のリサイクル】 ・現場発生材の原位置リサイクル等、建設廃棄物や建設残土のリサイクルを推進する。	
	【資源の有効利用】 ・再生As合材、再生骨材、木材チップ、建設汚泥改良土等再生資材の利用に努める。 ・自然石、県産木材等環境に負担の少ない資材の使用に努める。	
	・信州リサイクル認定製品の利用を推進する。	

番号	項目	環境部長の意見内容	事業部局の見解
1	野生動植物	堰の内部のほか、堰堤など縁辺部分にも希少植物や希少昆虫の食草となる植物などの生育状況を確認し、必要に応じて保全措置を行うこと。	平成28年度に環境調査を実施した結果、希少種は「ヤマトイワナ」であり、現計画では保全措置として側壁及び底板は石積(張)で計画をしました。
2	野生動植物	工事により裸地が形成される場合は、外来種の侵入を防止するとともに、遺伝的地域性に配慮した緑化を行うこと。	地域独自の生物多様性の保全として「在来種による植栽・緑化」及び、「遺伝的地域性への配慮」を追記しました。
3	野生動植物	工事により濁水の排出がある場合は、必要に応じて対策を講じること。	水環境の【水質汚濁の防止】欄に、「沈砂池・沈澱池や濁水処理装置等を設置し、濁水や油脂類の排水を避ける。」を追記しました。
4	文化財	大河原堰は世界かんがい施設遺産に登録されていることから、歴史的価値が損なわれることのないよう、配慮すること。	文化財等の【文化財等への配慮】欄に、「歴史的価値が損なわれない工事を実施する。」を追記しました。
5	廃棄物・建設残土	木材チップを使用する場合は、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第9条及び同条例施行規則第6条の木くずチップの使用に関する基準を順守すること。	現在の計画では、木材チップの使用予定は有りませんが、使用する場合は、基準を順守します。